

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年2月5日(2025.2.5)

【公開番号】特開2025-8430(P2025-8430A)

【公開日】令和7年1月20日(2025.1.20)

【年通号数】公開公報(特許)2025-010

【出願番号】特願2023-110604(P2023-110604)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 611 A

A 63 F 5/04 650

A 63 F 5/04 603 A

【手続補正書】

【提出日】令和7年1月28日(2025.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主制御基板と、

前記主制御基板からの情報を受信可能な副制御基板と、を備え、

前記主制御基板と前記副制御基板の両方が通電されていない状況下で前記主制御基板と前記副制御基板の両方が通電されたときは、通電されたときに表示される所定画面から遊技待機画面へ遷移可能であり、

前記主制御基板と前記副制御基板のうち、前記副制御基板が通電されていない状況下で前記副制御基板が通電されたときは、通電されたときに表示される所定画面から遊技待機画面へ遷移しない

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様(G1)に係る遊技機は、

主制御基板(主制御基板Mなど)と、

前記主制御基板からの情報を受信可能な副制御基板(副制御基板Sなど)と、を備え、

前記主制御基板と前記副制御基板の両方が通電されていない状況下で前記主制御基板と前記副制御基板の両方が通電されたときは、通電されたときに表示される所定画面から遊技待機画面へ遷移可能であり、

前記主制御基板と前記副制御基板のうち、前記副制御基板が通電されていない状況下で前記副制御基板が通電されたときは、通電されたときに表示される所定画面から遊技待機画面へ遷移しない

ことを特徴とする遊技機である。

40

50